

東京純心大学 ハラスメントの防止・対策等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東京純心大学（以下「本学」という。）において学生及び教職員等の構成員が個人として尊重され、快適な環境のもとで教育、研究、学習及び勤務が遂行されるよう、ハラスメントに対する適切な予防及び措置を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

客観的に見て他の者を不快にさせる性的な性質の言動をいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

研究・教育の場において行われる、客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動をいう。

(3) パワー・ハラスメント

職務上の権力や優越的地位などのパワーを背景とする、客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動をいう。

(4) その他のハラスメント

(1)号ないし(3)号のハラスメントには該当しないものの、他の者の意に反して行われる、客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動であって、他の者に不快の念を抱かせる性質の言動をいう。

2 この規程において「相談者」とは、ハラスメントによる被害を受けたとして、相談員に対して相談を行う者をいう。

3 この規程において「相手方」とは、前項の相談者からの相談において、ハラスメントの加害者とされた者をいう。

4 この規程において「申立人」とは、ハラスメントによる被害を受けたとして、ハラスメントの苦情申立て（以下「苦情申立て」という。）を行う者をいう。

5 この規程において「被申立人」とは、前項の苦情申立てにおいて、ハラスメントの加害者とされた者をいう。

6 この規程において「当事者」とは、相談者及び相手方、並びに申立人及び被申立人のことをいう。

7 この規程において「関係者」とは、ハラスメントに関与した、当事者以外の者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の学生及び教職員のほか、本学の指揮監督を受けて研修、実習又は職務に従事する学外者にも適用する。

2 この規程は、学外で生じたハラスメントであっても、本学での間柄が継続している場合や、本学における関係性の中で生じた場合には、これを適用する。

第2章 ハラスメント防止委員会

(ハラスメント防止委員会)

第4条 本学に、ハラスメントの発生を未然に防止し、又はハラスメントに起因する問題が生じた場合に必要な措置を迅速かつ適切に実施するため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。ハラスメント防止委員会に関する規程は別に定める。

第3章 ハラスメントに関する相談への対応

(相談員による対応)

第5条 防止委員会は、相談者によるハラスメントに関する相談に対応するため、相談員を置く。相談員は防止委員会が推薦した者を学長が任命する。

2 相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 相談員は、必要に応じ、相談者に対し、助言等を行う。

4 相談員は、対応したハラスメントに関する相談の事案に関し、防止委員会に報告する。

5 相談員は、年度ごとの相談の概要（相談件数、対応結果等）を作成し、防止委員会に報告す

る。

6 相談員の氏名、所属、連絡方法等については、適宜の方法で学内に公表する。

(防止委員会による対応)

第6条 防止委員会が前条第4項の報告を受けた場合には、必要に応じて、当事者間の仲裁、調整を図ることができる。

2 防止委員会は、前項の仲裁、調整を図った場合には、その結果を学長に報告しなければならない。

3 防止委員会が前条第4項の報告を受けた場合、ハラスメントの防止又は申立人の救済のために緊急の必要があると認めるときは、即座に必要な措置を講じることができる。

第4章 ハラスメントに関する苦情申立てへの対応

(苦情申立ての手続)

第7条 相談者は、相談員への相談によってもハラスメントが解決しない場合には、防止委員会に対して、苦情申立てを行うことができる。

2 前項の苦情申立ては、次の各号に定める事項を記載した書面を防止委員会に提出することにより行うものとする。

(1) 申立人の氏名、所属

(2) 被申立人の氏名、所属

(3) ハラスメントが発生した日時及び場所

(4) 申立人が被申立人より受けたと申告するハラスメントの具体的内容

3 申立人は、前項の書面に、本学に求める措置の内容を記載することができる。

4 本条第1項の苦情申立ては、第5条に定める相談の手続を経てからでなければ、これを行うことができない(相談前置主義)。

(防止委員会による苦情申立てへの対応)

第8条 防止委員会は、前条第1項の苦情申立てを受けたときは、ハラスメントに関する事実調査を行い、申立人の申告するハラスメントの有無について判断しなければならない。

2 防止委員会は、前項の事実調査を行うにあたり必要があると認めるときは、防止委員会内にハラスメント調査委員会(第5章参照)を置くことができる。

3 防止委員会は、前条第1項の苦情申立てを受けたときは、必要に応じて、防止委員会内にハラスメント調停委員会(第6章参照)を置くことができる。

4 防止委員会は、前条第1項の苦情申立てを受けた場合、ハラスメントの防止又は申立人の救済のために緊急の必要があると認めるときは、即座に必要な措置を講じることができる。

第5章 ハラスメント調査委員会

(ハラスメント調査委員会)

第9条 防止委員会は、前条第1項の事実調査を行うにあたり必要があると認めるときは、防止委員会内にハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置することができる。調査委員会は、個別案件ごとに設置する。

(ハラスメント調査委員会の構成)

第10条 調査委員会は、次の各号に定める者らを含む、3名以上の委員で構成する。

(1) 防止委員会の委員以外の本学教員2名(男女1名ずつ)

(2) 事務系職員1名の委員

2 調査委員会の委員には、必要に応じて弁護士等の専門家を加えることができる。

3 調査委員会の委員長は、調査委員会委員の互選により決定する。

4 調査委員会による調査にあたっては、当事者の申し出により、それぞれ付添人(学外者は当事者の親族に限る。)を付けることができる。

(調査委員会の職務)

第11条 調査委員会は、申立人が申告するハラスメントの有無について調査し、その結果について、防止委員会に書面で報告するものとする。

2 調査委員会による調査は、原則として、調査委員会設置後3か月以内に完了するものとする。ただし、調査委員会委員長が調査のため必要があると認めるときは、相当期間延長することができる。

きる。

- 3 当事者は、正当な理由なく、調査委員会による調査への協力を拒んではならない。
- 4 関係者は、調査委員会による調査への協力要請に応じるよう努めるものとする。
- 5 調査委員会による調査は、次の各号のいずれかに該当するとき終了する。
 - (1) 調査が完了したとき。
 - (2) 申立人が、苦情申立てを取り下げたとき。
 - (3) 申立人が、調査の打ち切りを申し出たとき。
 - (4) 申立人が、調査に非協力的であると認められるとき。
 - (5) 調査が不可能ないし著しく困難と認められる事由があるとき。
 - (6) その他、調査委員会が調査を終了させるのが相当と認める事由があるとき。
- 6 調査委員会委員は、次の各号に定める事項に留意するものとする。
 - (1) 申立人に対する抑圧や、ハラスメントのみみ消しになるような言動（二次的ハラスメント）を行わないこと。
 - (2) 当事者及び関係者のプライバシーに充分留意するとともに、迅速に対処すること。
 - (3) 何らかの解決策を押し付けるようなことをしないこと。
- 7 調査委員会は、必要と認める場合には、調査前及び調査中の措置として、当事者及びその他関係者に対して、調査を不可能又は著しく困難にするおそれのある行為の停止又は排除を命じることができる。
- 8 調査委員会は、調査の完了後、防止委員会にその結果を書面で報告しなければならない。

第6章 ハラスメント調停委員会

(ハラスメント調停委員会)

第12条 防止委員会は、当事者間の協議を促進し、又は当事者間における合意を形成することが事案の解決にあたり必要であると認めたときは、防止委員会内にハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）を置くことができる。調停委員会は、個別案件ごとに設置する。

- 2 調停委員会は、次の各号に定める者らを含む、3名以上の委員で構成する。
 - (1) 防止委員会委員長
 - (2) 防止委員会委員の内2名（男性1名、女性1名とする）
- 3 調停委員会には、必要に応じて弁護士等の専門家を加えることができる。
- 4 調停委員会委員長は、防止委員会委員長が務める。
- 5 調停委員会は、防止委員会委員長が責任者となって、調停の進行を統括する。
(調停委員会の手続き)

第13条 調停委員会は、調停の日時及び場所を決め、当事者に通知する。

- 2 当事者は、調停に際して付添人（学外者は当事者の親族に限る。）を1名付けることができる。
- 3 調停委員会は、当事者双方の言い分を十分に聴取し、当事者の協議を促進し、また、当事者が合意に至るよう努める。
- 4 調停委員会には、第11条第6項及び第7項の規定を準用する。
(調停の終了)

第14条 調停は、次の各号に定めるいずれかに該当する場合に終了する。

- (1) 当事者間で合意が成立したとき。
 - (2) 申立人が、苦情申立てを取り下げたとき。
 - (3) 当事者が、調停の途中で調停の打ち切りを申し出たとき。
 - (4) 当事者の一方が、調停の進行に非協力的であると認められるとき。
 - (5) その他、調停委員会が調停を終了させることが相当と判断したとき。
- 2 調停が終了したときには、調停委員会は、防止委員会に対して、経過及び結果を報告しなければならない。
 - 3 調停委員会は、前項の報告が終了した時点で解散する。

第7章 防止委員会による判断及び不服申立て

(判断結果の通知)

第15条 防止委員会は、第8条第1項に定めるハラスメントの有無についての判断結果を、当事者双方に書面で通知しなければならない。

2 前項の書面には、申立人の申告するハラスメントの内容、当該ハラスメントの有無についての判断及び当該判断に至った理由を記載しなければならない。

(不服申立て)

第16条 前条第1項にて通知された判断結果の内容に不服がある当事者は、当該通知の受領後、2週間以内に限り、防止委員会に不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立ては、不服の理由を記載した書面を防止委員会に提出して行わなければならない。

3 防止委員会は、本条第1項の不服申立てに対し、再度、ハラスメントの有無についての判断を行うものとする。

4 防止委員会は、前項の判断をなすにあたり必要があると認めるときは、追加の事実調査を行うことができる。当該追加の事実調査については、第12条第2項の規定を準用する。

5 防止委員会は、本条第3項の判断結果を当事者双方に書面で通知しなければならない。

第8章 防止委員会がとるべき措置

(学長への報告)

第17条 防止委員会は、第15条第1項に定める判断の結果（防止委員会が前条第1項に基づく当事者からの不服申立てに対し、前条第3項に基づく再判断を行った場合には当該再判断の結果）を学長に書面で報告しなければならない。

2 前項の報告書には、ハラスメントの有無についての判断、当該判断に至った理由、事実調査の結果等を記載しなければならない。

3 防止委員会は、学長に報告した前項の判断結果に基づき、ハラスメントの防止及び救済のために必要な措置を講じることができる。

4 防止委員会は、前項の措置を講じた場合には、当該措置の内容を学長に報告するものとする。

5 防止委員会は、調停委員会を置いた場合には、調停の経過及び結果を学長に報告しなければならない。

(勧告)

第18条 防止委員会は、前条第3項に定める必要な措置をなすにあたり、当事者及び関係者に対して懲戒処分又はそれに準ずる措置（以下「懲戒処分等」という。）を講じることが適切と判断したときには、その講ずべき懲戒処分等の内容を学長に勧告するものとする。

2 前項の勧告は、その講ずべき懲戒処分等の内容を前条第1項の書面に記載する方法により行うものとする。

第9章 学長のとるべき措置

(懲戒処分等)

第19条 学長は、防止委員会から前条の勧告を受けた場合には、学生にあつては学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒処分等を決定するものとし、教職員にあつては理事長に報告するものとする。

2 学長は、その決定した懲戒処分等の内容を、学内に掲示する方法で公表する。公表にあつては、当事者及び関係者のプライバシーの保護に細心の注意を払わなければならない。

(学外者に対する措置)

第20条 防止委員会からの報告において、ハラスメントに学外者が関与している場合には、学長は、当該学外者に対し適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、学長は、必要があると認めるときは、当該学外者の所属する組織に対して適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

第10章 守秘義務及び禁止事項

(守秘義務)

第21条 防止委員会委員、相談員、調査委員会委員、及び調停委員会委員その他ハラスメント事

案に関与した者は、当事者及び関係者のプライバシーに配慮し、二次的ハラスメント等が起こらないよう努めなければならない。

2 前項に掲げた者は、知り得た事項を在職中及び退職後も漏洩してはならない。

3 各委員会の記録は、学務課において厳重に管理保管するものとする。

(不利益取り扱いの禁止)

第26条 ハラスメントに関する相談又は苦情申立てを行った者に対し、そのことゆえに不利益な取り扱いをしてはならない。

2 ハラスメントに関する調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対しても、そのことゆえに不利益な取り扱いをしてはならない。

第11章 規程の改廃

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は大学運営協議会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。